

福島空港栃木県域旅行促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、栃木県域の旅行需要掘り起こしによる福島空港の路線維持拡充を図るため、別表1に掲げる旅行会社等（以下「旅行会社等」という。）に対して、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(助成の対象及び補助額)

第2条 補助金は、旅行会社等に対して、別表2に掲げる補助対象区分により交付するものとし、その額は、同表により算定した額の範囲内において知事が定める額とする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、当該事業を実施しようとする日から起算して15日前までとする。ただし、知事が認める場合は、この限りではない。

2 旅行会社等は、前項の補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 旅行会社等は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

4 規則第4条第1項及び第2項に定める申請書及び関係書類の提出部数は、正本1部とする。

(補助金の交付条件)

第4条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、補助額の増額を伴わない補助対象経費の2割以内の変更又は行程の変更(利用路線が変わらないものに限る。)とする。

(変更等の承認申請)

第5条 規則第9条第1項の規定に基づき、知事の承認を受けようとする場合は、福島空港栃木県域旅行促進事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることのできる期日)

第6条 規則第7条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定による実績報告は、福島空港栃木県域旅行促進事業実績報告書(第3号様式)により、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の交付の請求)

第8条 補助金交付の決定の通知を受けた旅行会社等は、補助事業が完了したときは、前条の実績報告書にあわせて福島空港栃木県域旅行促進事業補助金交付請求書(第4号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。

(会計帳簿の整備等)

第9条 補助金の交付を受けた旅行会社等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助金の交付を受けた旅行会社等は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、福島空港栃木県域旅行促進事業補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(第5号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 福島空港栃木県域商品造成支援事業補助金交付要綱(平成27年7月10日施行)及び福島空港栃木県域団体旅行促進支援事業補助金交付要綱(平成27年7月10日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和元年11月15日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。